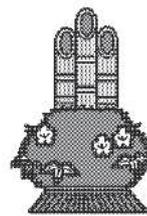


第83号 1月号
発行2005年 1月10日

社団法人日本自閉症協会
奈良県支部ニュース

いとしご増刊

きずな 絆



購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。

発行人：社団法人日本自閉症協会
編集人：社団法人日本自閉症協会 奈良支部
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005 大和郡山市矢田山町 84-10

ホームページ
<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

あけましておめでとーございます

機能的で質の高い奈良県自閉症・発達障害支援センターを！
あけましておめでとーございます。

昨年は大きな災害や事件が相次いで起こり、近年では希な暗い事件が多発した年でした。奈良県でも女兒誘拐殺害という痛ましい事件が起こりました。そんな中、われわれに明るい話題として、超党派の議員立法でまとめられ平成16年12月3日に成立した「発達障害者支援法」がありました。

本法は永年の懸案であった自閉症や学習障害、多動性障害など、発達障害児への支援体制を定めたもので、発達障害を定義し支援の必要性と支援システムの実現の根拠を明確化して、具体的な支援システムを構築しようとするものです。これまでは、知的な遅れがなければ障害とは認められず、福祉サービスの網からこぼれ落ちていた発達障害児者への支援を、国と自治体の法律です。

条文のなかで、自閉症や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）といった発達

障害の早期発見。障害者に対し学校教育や地域生活に必要な支援をすることは国や地方自治体の責務と規定。

(1)都道府県ごとの発達障害者支援センターの設置

(2)乳幼児健診などによる早期発見

(3)教育、就労など地域社会での支援体制の整備：などの支援策が盛り込まれています。

このように、この法律は、我々の奈良県にも自閉症、発達障害支援センターを早急につくり、県内の自閉症児者への適切な教育や医療につなげる体制を整備しなければならないことを示唆した画期的な法律です。

今年には自閉症協会奈良県支部もこのことの実現に全力を尽くしたいと思えます。

最後に、この成立に関わりご尽力下さった奈良県選出議員の皆様をはじめとして、県内の関係行政当局関係団体のみならず、県民各位に、日本自閉症協会奈良県支部の会員を代表して、心から御礼を申し上げます。

（支部長 河村舟二）

平成16年12月3日
声 明 文

社団法人日本自閉症協会

会 長 石 井 哲 夫

この度、衆議院及び参議院の議を経て、「発達障害者支援法」が成立したことを喜び、この成立に関わってご尽力下さった国会議員連盟の皆様をはじめとして、関係行政当局の方々、更には、障害関係団体の方々から御礼を申し上げます。

「発達障害者支援法案」は、発達障害を定義し支援の必要性を明らかにするものであり、支援システムを実現させるための根拠が明確となるという点で今後につながる大きな意義があります。本法案に関して、私も日本自閉症協会がその早期成立を求める理由は、切実な自閉症児者やその家族達の不利益が増大しているからであります。

その主な理由は、国の障害分類が、身体障害、知的障害、精神障害の3分類であり、先の障害者基本法制定に際しても、自閉症児者を持つ多くの親たちの陳情によって、やっと付帯事項に自閉症という障害名が特記されたにも拘わらず、今回の障害者基本法の改正

ぐにその障害による言動が周囲の同僚などから非難され、あげくの果てには解雇されることになりやすいのです。

たとえ障害がわかっていても、アスペルガー症候群の人たちの対人態度や、社会批判は、結局本人にはねつかえつて来て、差別となってくるのです。就労支援の機関としてもこれに関しての知識は無く、ジョブコーチも本人から拒否されてしまうことになるのです。

このような発達障害には、まず本人の内的世界の状況を思いやることが出来、かつ本人が興奮したり、パニックのような危機的状况にも対応していく気力や胆力のある人材が必要になってきます。教育や福祉の現体制においては、教員や福祉援助者について強力な研修、再教育が求められてくるのです。

援助理論には、目下行動改善のための行動理論と、本人の自発的な行動変化を求める発達理論の統合化が求められています。これについては援助者や、利用者本人の意見を聴取しながら、より実効性のある支援を行っていくことが求められていくと思います。

援助人材の層を厚くしていくためには、児童精神科医や小児神経科医などの専門医をはじめとして、保健、福祉、心理、教育などを基礎学とした援助専

門家の人材養成や、現在支援を行っている援助者の研修を積極的に行っていくことが切望されています。

緊急 知

軽度発達障害児支援のこれから
日米交流会

【日時】 2005年1月20日

14:00-16:30

【場所】 奈良県立文化会館

【趣旨】

当事者を交え、アメリカと日本における軽度発達障害児(LD・ADHD・PDD・高機能自閉症・アスペルガー症候群・ディスレクシア等)への支援の現状について意見交換を行い、今後の特別支援教育のあり方について考える。

【ゲスト】

ステイブ・ブーン・シヨア
(<http://www.autismasperger.net/bio.htm>)

自閉症スペクトラムの当事者。ボストン大学の特殊教育学博士課程に在籍。ニューイングランド・アスペルガー協会理事長やアメリカ合衆国アスペル

ガー症候群連合の理事をつとめる。

自閉症の子供たちに音楽を使った支援をする等、自らの経験を活かした先進的な取り組みをしている。また、自閉症に対する理解が深まるように自らの経験をもとに話をしたり、本を書いたりしている。日本では、学研から「壁の向こうへ」(訳:森由美子)が出ている。

ブレンダ・マイルズ
カンザス大学教育学部準教授。アメリカにおけるアスペルガー研究および支援の第一人者。

アスペルガー症候群に関する研究と著作を精力的にしている。

【お申し込み】

お名前・所属・連絡先を明記の上、参加希望を下記のアドレスに、お送りください。(先着50名)

メール: naradaisy@gsk.org

ファックス: 06-6202-7614

【主催】 奈良DAISYの会

* 通訳あります。

* 軽度発達障害や特別支援教育にご興味のある方は、どなたでもお気軽にご参加ください。

* ゲストとの交流時間を多くとります。

参加費 ¥1000予定 当日 会場にてお支払い下さい。

(講演料は 日本障害者リハビリテーション協会より援助があります)

申し込み先 1月15日(土)までに
山上が取りまとめ報告いたします。
左記まで 連絡してください。

fax 07437(74)2659
mail akemon2938@k.vodafone.ne.jp

問合せ先 サロン川西

結崎アカデミー 前川孝士

TEL 0745(44)1717

* お知り合いの方へもお知らせ下さい
但し 託児はありません

* DAISYの会 <http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/index.html>



意見書 提出

平成16年12月24日
中央教育審議会初等中等教育分科会
特別支援教育特別委員会
高倉翔委員長殿

特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）に対する意見書

社団法人 日本自閉症協会

会長 石井哲夫

日頃より自閉症児の教育について格別のご尽力を頂いておりますことに深く感謝申し上げます。自閉症やアスペルガー症候群等の子どもたちを支援するナショナルセンターである本協会と致しまして、自閉症、アスペルガー症候群、LD、ADHD等の特別なニーズを持つ児童・生徒に対する教育的支援が推進され、一日も早く「特別支援教育」の理念が実現化することを願っています。「特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人のニーズに応じた、乳幼児から小・中・高を経過して卒業後までの一貫した支援体制と保護者や各関係諸機関との連携」という大きな柱のもとで行われる特別支援教育への

転換に向け、組織を挙げて積極的に参画・協力していく所存です。

今回の中間報告においては、特別支援教育が一部のスペシャルニーズの児童・生徒達だけの問題ではなく、今の教育全体の抱える諸問題の解決や改革につながる大きな意義を持つ制度であり、障害者政策及びそれにつながる特別支援教育の理念や考え方が、教育関係者のみならず国民全体に共有されることの大切さを明記していただいている点を、本協会でも高く評価しております。

しかし、それであればなおさら、特別支援教育推進に向けて、国及び地方自治体がより一層リーダーシップをとり、関係諸機関相互の連携が深まるような施策を展開し、まずは行政レベルからの意識改革を行うことが大切なのではないのでしょうか。

自閉症は発達障害で、脳の機能的な要因によるものであるとされており、障害そのものを取り除くことは困難ではありますがありますが、一人一人に合った療育や教育サービスを受け、社会的な機能が

高まり、就労支援によって経済的自立も十分に可能であります。すなわち、適切な教育によって彼等の予後は大きく改善される可能性があるのです。

そのことを再認識したうえで、行政機関・現場関係者・一般国民が共通認識を持てるような理解啓発活動を行い、適切な制度や仕組みの最終形、法令・教員配置・予算等の裏づけなどを具体的に示していくことが必要です。各自治体での取り組みを生かし、今後の推進をスムーズに進行させるためにも、法令化を急ぎ、移行スケジュールを明示してくださるようお願いいたします。

以上の観点から、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」に対する意見書を提出いたします。

■第3章 盲・聾・養護学校制度の見直しについて

現在、養護学校に在籍する自閉症及びその周辺障害を伴う生徒の数は増加の一途をたどっており、半数近くにも及ぶと言われています。しかしながら、今回の報告書においては、特別支援学校の「対象となる障害種別」(P6)として、「盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱」と明記されていますが、自閉症の障害の位置付けが不明確です。後には「知的障害と自閉症を併せ有する児童生徒に対し、この2つの障害の違いを考慮しつつ、障害の特性に応じた対応について、引き続き研究を進める必要がある」(P7)と記述されていますが、具体的な方向性は示されていません。自閉症児のニーズはさまざまです。その点を明確に踏まえた上で、より具体的な自閉症教育に対する施策を推進するため、以下についてご検討いただきたいと考えます。

1. 自閉症の教育実践研究を行うモデルパイロット校の設置

自閉症教育についての実践研究を行う学校を、取り急ぎ、全国に10校程度設置することを望みます。

複数の学校が同様のテーマを課題として実践研究することで、よりよい教育方法の開発につながることであります。なお、独立した学校として設置する以外に、通常の学校や特別支援学校の中に、専門性の高い教師を配置した同様の目的を持つ専門のクラス（自閉症クラス）の設置も有効だと考えます。

また、自閉症の実践研究校である筑波大学付属久里浜養護学校は、幼稚園部と小学部のみでの設置となっておりますが、中学部、高等部の設置も急務です。これにより、言語コミュニケーションの開発や職業能力形成などの研究が進み、社会参加が促され、住み慣れた地域での生活が実現することを願っています。

2. 指導方法の体系化・施設の構造化

など、自閉症に対する教育環境の整備
 自閉症の子どもたちには、思考過程
 や学習の特性に留意した教育を提供す
 ることが必要です。自閉症指導方法の
 体系化、教員が事例研究も含めた実践
 的な指導方法を学べる「実技型」の研
 修など、より具体的な施策推進を望み
 ます。又、自閉症教育における実践で
 は、指導方法などソフト面の環境整備
 だけでなく、施設形態などハード面
 での配慮も含めた構造化の必要性が指
 摘されています。

3. 専門性確保のための教育部門につ
 いて

「教育部門」は、障害種別ごとの専
 門性を確保する観点から、これを設
 けることが有効であると考えられる
 (P7)、と提言されていることに賛同し
 ます。障害種別にとらわれない学校に
 おいて専門性を確保するためには、教
 育部門を設置し、その一つとして自閉
 症部門を設置するよう検討してくださ
 い。

4. 特別支援学校の教育環境確保

特別支援学校が、センター的役割を
 十分に担っていくためには、特別支援
 学校に所属する児童・生徒が高い専門
 性の基に、中身の濃い内容の教育を受
 けていることが、前提条件となります。
 その環境確保に向け、言語聴覚士や作

業療法士、臨床心理など専門家の教育
 現場への導入、生活福祉や就労支援と
 の連携、施設整備の推進など、具体策
 の明示を望みます。

5. センターの機能を担うための、具
 体的な施策の検討

知的障害を対象とする養護学校で
 は、知的障害のない発達障害の児童を
 教えることについての経験は乏しい
 ケースが大半です。特別支援学校がセ
 ンター校として機能するためには、こ
 の対策が早急に必要であると考えま
 す。また、地域の小中学校等への巡回
 指導、教育相談の充実のための人員確
 保や体制整備については、地域により
 格差が出てしまうことが懸念されま
 す。回数・方法を制度化するなど、具
 体的な施策をお願いいたします。

■第4章 小中学校における制度的見
 直しについて

個別指導の実現や、複数担任制の活
 用などが、特別な支援を必要とする子
 供への対応につながるの考えがださ
 れていますが(P13)、財政的な理由で
 実現できない自治体が多いのが現状だ
 と思われまます。現在、通常学級に在籍
 するLD、ADHD、高機能自閉症など
 の発達障害児に対しても、通級が十分
 に整備されていないかったり、加配が認
 められなかったりするなど、地域に

よって適切なサポートが行われていな
 いケースもあると聞きます。特別支援
 教育への本格的な転換の前に、まずは
 早急に現状の改善が必要です。三位一
 体の影響により、ますます地域格差が
 激しくなる可能性を抑制するためにも
 標準法の改正も含めた施策の検討
 を望むとともに、以下について要望い
 たします。

1. 必要に応じて、特別支援教室(仮
 配置)の早期実現

皆が安定的に適切な教育支援を受け
 するためには、一日も早い特別支援教室
 構想の実現が必須です。また、特別支
 援教室の構想は、学級ではなく教室と
 なっていますが、教員配置を加配処置
 ではなく定数配置とするなど、教室の
 設置、教員配置について安定性を確保
 する制度の構築を望みます。

2. 適切な教員配置が可能な、責任者
 および責任機関の構築と管理職の研修

校長、教頭などの責任のある立場の
 ものが、障害児教育においてどのよう
 な知識や力量が求められるのかを知
 り、教員の資質を見抜く力を持つこと
 が必要であると考えます。また、学校
 や教育委員会において教師を配置する
 立場にあるものが、専門的な知識を持
 ち、教師の適切な配置および指導がで
 きることも重要です。早急に管理職研

修などを行い、体制を整えることを求
 めます。

3. 特殊学級や養護学校などを選択す
 ることも可能である点の明確化

前述したように、自閉症児について
 は、特殊学級など特別に配慮された場
 所が成長にプラスとなるケースもある
 ため、障害特性に応じた教育環境の確
 保は必須です。特別支援教育の目的は、
 養護学校や特殊学級といった「特別の
 場」をなくしていくことにあるのでは
 なく、その専門性を確保したうえで、
 当事者の意思により選択出来る「場」
 を広げるといふ点であることを、より
 明確化していただきたいと考えます。

特別支援クラスに在籍か、通常の学級
 に在籍するかについては、保護者およ
 び本人の希望を優先し、生徒一人一人
 の状態に合わせて、適切に判断して決
 定することを要望します。

4. 専門家の確保と厚生労働省との連
 携

「医師をはじめとする専門家の絶対数
 が不足していることから、その養成・
 確保の方策についても検討されること
 を期待したい」(P13)とありますが、
 特別支援教育は専門家チームとの連携
 なしでの実現はありえません。この部
 分は「その育成・確保が特別支援教育
 体制にとって必須条件である。市町村

における専門家チームの設置実現に向けた早急な対策が急務である」と明記し、専門家チームの設置を義務化するなど、より積極的な構想が必要です。また、特別支援教育の具体的な施策が、平成17年4月から施行される「発達障害者支援法」により推進され、厚生労働省の施策と強力な連携のもと、地域活動の啓発とノーマライゼーションを進めるために、↓体的に実施されることを強く希望します。

■第5章 教員免許制度の見直しについて

少なくとも養護学校の教員全員が、特殊教育免許状を保有することが早急に求められています。またそれぞれの子にどんな支援が必要なのか、総合的に判断し適切に対応出来る人材の確保も必要です。特別支援学校免許の創設、自閉症に特化した免許制度の導入など、抜本的な免許制度の見直しを要望いたします。

1. 発達障害に対応出来る教員の早期養成を！

特別支援学校や、ト中学校の特別支援教育に関わる教員の免許状については、様々な障害についての幅広い知識が必要です。それに加えて、自閉症などの発達障害に対応するためには、高い専門性も必要になるため、自閉症に

特化した免許制度の導入もご検討いただくことを要望します。免許取得のための専門研修については、まずは長期間の拘束を必要としない～週間程度の基礎研修とし、多くの教師が必要に応じて受講しやすい制度の導入を提案します。また、受講した段階で免許が取得できるのではなく、専門教育を受けた後に、一定期間、実際に指導を行い、適切な指導により成果のあったものに免許を与えるなど、短期間に一定の力のある教師を育成できるように仕組みの検討を望みます。

■第6章 関連する諸課題について

就学前や卒業後のサービスとの連続性を重視するのであれば、具体的な目標を設定し、支援の役割分担をして、期限を決め、評価をするといった一連の作業をシステム化することが有効なのではないのでしょうか。今回の報告書にてその設置が推進されている「特別支援連携協議会」「専門家チーム」「巡回相談員」「校内委員会」「特別支援教育コーディネーター」「個別の教育支援計画策定委員会」(P18) 各所の責任範囲を明確にし、より具体的なネットワーク構築のビジョンを示していただきたいと考えます。

1. コーディネーターの役割の明確化と法的整備

特別支援教育コーディネーターについて現在の記述では、その役割と責任の範囲が曖昧であり、混乱を招きかねません。コーディネーターの資格要件として、自閉症及び発達障害についての研修を受けていること、養護学校および普通の学校の両方で、特別な支援の必要な生徒を指導した経験を持つことは必須だと考えます。また、その任務の重要性を考えると、専任体制を取れるための法的整備、資格制度の導入なども検討していただくことを望みます。

2. 個別の教育支援計画

特別支援教育の具体化に向けて「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」が果たす役割は重要です。欧米では、個別の指導計画への保護者の参加は必須であると規定されています。日本においても「個別の教育支援計画」への保護者の参画を明確にし、保護者が学校、家庭において子どもたちの教育に関われる機会を保障していただきたいと思えます。また、生徒個人の課題をきちんと評価し、それに基づき個人に合わせた指導ができるように、ケース会議を実施し、経験を積み重ね実践事例を何らかの形で残していくシステムの構築も必要です。

3. 拡大版母子手帳の導入

生涯にわたる一貫したサポートを行うためには、保護者、教育関係者、福祉関係者、医療関係者をはじめとする支援者が情報を共有し、共通した目標をもつことも重要です。2000年度に国立特殊教育総合研究所において取り組まれた「多様化している情緒障害児教育における一貫性と継続性に関する実地的な研究」において開発された「拡大版母子手帳」(仮称)の活用を是非実現させてください。仙台市発達相談支援センターでも、生涯に渡ったケアを一元的に管理する「ライフサポートファイル」について取り組みを準備中です。その他の自治体でも独自の取り組みが進んでいます。国としても発達障害者が任意で必要に応じて使用できる拡大版母子手帳の導入の検討を望みます。

4. 一人一人を尊重しあえる社会の実現～違うことを理解し、認め合う～

特別支援教育の大きな使命は、通常学級に在籍している発達障害の子どもたちを、いじめや不登校といった二次障害から守り、適切な支援を行うことだけでなく、障害者教育全体の概念を変え、それぞれの人格を敬い認めていくという理念にあると思えます。

自閉症などの発達障害をもつ人たちは、理解の仕方などが独特であること

から、大多数の人とは違った行動をとることが多々あります。しかし、よく考えてみれば、障害を持っていないくても人間は一人一人違うはずで、「違う」ということは自然なことであり、だからこそ一人一人を尊重しなければならぬのだと思います。つまり、「人と違う自分を好きになる、尊重する」という本人の自尊心、そして「人と違う子どもを好きになる、尊重する」という親の自尊心をいつも思い出させてくれる環境を維持していくこと、これこそが、特別支援教育の究極の目標ではないかと考えます。

以上

京都発

法人

生活支援

「見学」

①日時：2004. 11. 18 (木)

11:00～12:30

②見学施設：NPO法人生活支援センター あすく

〒602-8143 京都市上京区堀

川通丸田町下る仲之町519

(二条城の北側)

京都社会福祉会館2階

TEL 075-81315141

ファックス5142

案内者：工房あすく

施設長 藤川要蔵

③見学者：(成人部) 杉森・中川・乾・

河村(奥さん)・石川(夫婦)(療育部)

上島 計7名

④内容：藤川施設長より説明と質疑応答及び「工房あすく」作業中の見学

(社) 日本自閉症協会京都府支部が母体となり、自閉症の人が地域の中でより豊かに暮らす為の支援を行う目的で

特定非営利活動(NPO) 法人生活支援センターあすくを設立。「工房あすく」

は、その中の就労支援部門として、H13年4月に開所。

『基本方針』 ☆自閉症という障害特性を理解し、十分配慮した支援の実践。
☆利用者一人ひとりに合わせた個別支援により、意欲を持って働くことの実現を目指す。

☆利用者の地域での社会参加を進めるため、様々な形の支援を試みる。

*利用者数 14名(男11・女3)

*年令 18～36才

*職員 施設長、支援職3名

*スパーバイザー 自閉症協会京都府支部 専門部

●運営費は2000万～年。(補助

70%、利用負担17%他寄付金等)

●補助金：社会福祉法人でないので、

64000～人、重度A80000～

人京都市から150万、国から

100万(育成会を通じて)など。

●利用者負担：あすく20000～

人～月と一般の作業所5000～に比

べ高い。後、3人程利用者が入って欲しい

と思っています。

●これまでの3年間で∞人の就労者

がある。継続就労中。

●ボランティア：「あすくを支えるボ

ランティアの会」あり、20名ほどが代

わる代わる多い日で3～4名、少なく

とも日に1名来ている。

●利用者への工賃として、能力に応

じ4段階に分け、15000～

5000～) 月月給制と週給制とある。

●借家料としては50万～月(200

平方メートル・自閉症協会京都府支部

同居)

●社会福祉法人格の取得を進めてい

る。(補助金が全く違ってくる)

●「自閉症・発達 障害支援センター」

については、市長選挙でのマニフェス

ト「2005年に設置」とあるので、

そうなるだろう。ただ、要望している

「京都市児童福祉センターに設置」が

実現するかどうかは分からない。

市は何処か民間へ委託するだろう。そ

の場合、「あすく」ではなく大きい法

人格の所となるだろう。

●京都府支部会員：正会員500名、

賛助会員500名。

●「協会・TEACCH・あすく」は

研修を分担。あすくは支援スタッフ養

成を担当。今年、医療行為の説明に

使う「医療用の絵カード」を作り販売

中。成人部より、「脳波を取る時のカー

ドと歯科でのカードも欲しい。」との

意見に、追加版として考えるところ

と。●「スパーバイザー」は本当は

工房の作業中に観て欲しいが、勤務中

で中々観て貰えない。この2年間は横

浜から契約アドバイザーに来て貰っ

ている。

●「グループホーム」については、藤

川さんご自身が「あすく」に來られる前、6箇所のグループホームに携わってこられたとの事だが、運営していくことはなかなか大変であったとのこと。四六時中、気を張り詰めていなければならぬヘルパーの苦勞は、考えられている以上のものとのこと。等々の話がありました。

●工房あすく：作業内容は、請負の仕事で、紙箱の組み立て・各種袋詰・仏具のプレス加工・簡易印刷・パソコン入力・自主製品（ビーズ製品）製造。また、3回／週の地域の清掃・美化活動をして地域社会とのコミュニケーションをはかっているとのことであった。

作業しているところを案内して貰ったが、個人個人の特性にあった配慮があり（壁に向かって作業する人もあれば、仕切りの中、或いは全くの個室での作業をする人もいる。時間割り予定表も、文字表示の人、TEACHの活用・それも人によっては極く直近の作業分だけとか、一連の作業全体を示した物にする等々キメの細かい配慮があり）雰囲気もなかなか明るいものであった。

自閉

症の脳に免疫系の炎症 米の大学発見

☆☆ワシントンII笹沢教一

米ジョンズ・ホプキンス大学などの研究チームは十五日、自閉症の人の脳に免疫系物質の作用によると見られる炎症が生じていることを発見したと発表した。

炎症が脳細胞の損傷につながるのか、何らかの脳機能を促しているのかは不明だが、研究チームは「脳の免疫反応が関係するとの仮説を支持する発見。自閉症の仕組みを理解し、治療手段を確立するのにつながる」としている。この成果は米神経学会・小児神経学会誌の電子版に掲載された。

研究チームは、五〜十二歳の自閉症児六人の脊髄液と、事故やけがなどで死亡した五〜四十四歳の自閉症の十一人の脳を分析。炎症に関与するサイトカインという免疫たんぱく質が十七人全員で異常に増えていることを確認した。

同大の医師団は「すべての自閉症で炎症が起きていると確認されたわけではない」と慎重な見方をする一方、「脳内の免疫反応が関与している可能性を示すもの」と評価。さらに詳しい分析を進めるという。(2004.11.16(火)読売夕刊)

発達障害者支援法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

(第五条―第十三条)

第三章 発達障害者支援センター等

(第十四条―第十九条)

第四章 補則(第二十条―第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者を行い、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じた適切な、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行

われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及

び発達障害者の支援のための施策（児童の発達障害の早期発見等）

第五条 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条

に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。

4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

（早期の発達支援）

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

（保育）

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

（教育）

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校、盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校に在

学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

（放課後児童健全育成事業の利用）

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

（就労の支援）

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第三十二条の指定を受けた者（同法第三十二条の指定を受けた者）をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備

を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようになること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定した者(以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。

二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。

三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務(次号において「医療等の業務」という。)を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。

四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(秘密保持義務)

第十五条 発達障害者支援センター

の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を持参し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができる者として認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)
第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)
第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)
第二十三条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)
第二十四条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)
第二十五条 この法律中都道府県が

処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

理 由

発達障害者をめぐる状況にかんがみ、発達障害者に対し生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与するため、発達障害を早期に見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障

害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



発達障害者に対する今後の制度・施策についての要望書
文部科学省と厚生労働省に提出

2004年12月3日

文部科学大臣 中山成彬殿

社団法人日本自閉症協会

会長 石井哲夫

全国LD親の会 会長 山岡 修

NPO法人えじそんくらぶ

代表 高山恵子

NPO法人エッジ 代表 藤堂栄子

NPO法人アスぺ・エルデの会

代表 辻井正次

発達障害者に対する今後の制度・施策についての要望書

本日、発達障害者支援法が成立致しましたことに、関係団体として深く感謝申し上げます。

これまで発達障害は、法律や制度の谷間におかれ、支援の対象とならない、あるいは特性にあった支援が受けられないまま、放置されてきました。この法律の施行は、発達障害に対する社会

的な理解の向上や、発達障害を持つ本人および家族に対する支援体制の整備につながるものと、大いに期待しております。

この法案は、社会から孤立し悩んでいる当事者や家族をこれ以上追い詰めないためにも必要不可欠なものです。

まずは、「発達障害」という障害の社会的認知度を高める「啓発法」として、この法案は大きな役割を果たすでしょう。そして、この法案の理念を實現していくためには、「発達障害という障害の特性を理解しよう」という姿勢を啓発すること、「それぞれの障害特性にあったサービスを具体化していくこと」の2点が必要だと考えます。

法案成立にあたり、障害当事者が自らの可能性を発揮していけるよう、今後の具体的な施策について発達障害関連5団体で次の要望をいたします。速やかな実現を、何卒よろしくお願い申し上げます。

■1. 関係部局の連携による、適切な支援体制の整備
 発達障害者支援法には、医療・保健・福祉・教育・労働に関する部局が連携し、就学前から就労まで適切な支援をつなげていくことにより、発達障害者

の社会的自立を促していくことが明記されています。国及び地方公共団体の責務となつている「適切な支援体制の整備」について、迅速に取り組んでいただきたいと望みます。

■2. 発達障害の早期発見、及び、専門機関の確保
 支援を必要としている児童を早期からサポートするためには、まず、乳幼児健診や保育・教育の現場において発達障害の認知度を高めることが重要です。また、保護者と当事者の意思を尊重しつつ継続的な相談に応じ、適切な支援を行うために、教育相談機関の担当者の研修、専門機関の確保及び、発達障害者支援センターの迅速な整備をお願いいたします。

■3. 発達障害児に対する教育的支援の諸施策を推進
 特別支援教育への転換を視野にいれて、学校教育における個別の指導計画、個別の教育支援計画の定着、発達障害児に対する指導方法の体系化、地域支援教員が実質的な支援を学べる研修など、より具体的な施策推進が課題となつていきます。また、現在適切な教育支援を受けられていない、通常の学級に在籍する発達障害児を支援するた

めには、特別支援教室構想の実現、特別支援教育を担当する教員の質・量の拡充などについて、学校予算を確保する必要があります。さらに、現在取り組まれている特別支援教育体制推進事業を拡充し、発達障害児支援アドバイザーを配置する等、地域における一貫した支援体制の整備を図って下さい。そして、これらの諸施策の推進にあたっては、厚生労働省等の関係省庁と充分連携をとりながら取り組んでいただくようお願いいたします。

■4. 職業準備教育等、就労支援施策の拡充
 当事者本人が希望する場合に、中等教育や後期中等教育において、養護学校以外の普通高等学校等においても、必要な職業アセスメントや職業準備教育、職場実習などが必要に応じて実施することが可能になるよう、就労支援施策の拡充を望みます。

■5. 発達障害支援センターを早期に、全都道府県に設置
 今後、発達障害者支援法が十分機能していくために、重要な役割を果たすのが発達障害者支援センターです。しかし、現在、年間2500万円の低予算で、未だ全県には設置されていません。

また、東京や大阪のような大都市でも一箇所しか設置されておらず、十分な役割を果たすことができていません。発達障害支援センターの設置は、急務と考えます。

■6. 民間団体との積極的な支援と連携
 制度の谷間にある障害当事者とその家族を支えてきた民間団体の実績を正しく評価し、当事者団体の行う活動への支援を行うとともに、啓発・研修プログラム等における民間団体の活用等の形での施策の実施において、積極的な連携を検討していただきたい。また、民間団体のニーズを理解し、生活する地域で多様なサービスが提供されるよう、発達障害児者の支援に携わる障害児者福祉施設等も含めた民間機関へさまざまな支援をお願いいたします。

■7. 専門家の育成と教員の専門性の確保
 適切な支援を行う保健師、保育士、教員などの専門家を育成するためには、一刻も早く、国で発達障害についての研修の中核的なシステムを作り、専門家の育成を全国各地で可能にすることが必要です。また、発達障害について、教員免許の取得に際して学習すること

また、東京や大阪のような大都市でも一箇所しか設置されておらず、十分な役割を果たすことができていません。発達障害支援センターの設置は、急務と考えます。

は必修事項とはみなされておらず、教員の専門性確保の上で大きな問題と考えられます。特別支援教育を担当する教員が専門の免許状を有するようにしていくとともに、教育免許法の見直しなど、具体的な施策の検討・推進をお願いいたします。

■8. 理解啓発の促進

発達障害者が自立して地域で生活していくためには、この障害の認知度を高め、彼らに関わるすべての人たちが障害特性を理解したうえで、支援を行っていくことが重要です。また、特に、医療・保健・福祉・教育などの現場においては、より専門的知識をもつ人材の確保が必要です。家族・地域・専門家が一丸となって、彼らの自立を見守り支援していきけるような、社会の実現を強く望みます。

2004年12月3日

厚生労働大臣 尾辻 秀久殿

社団法人日本自閉症協会

会長 石井哲夫

全国LD親の会 会長 山岡 修

NPO法人えじそんくらぶ 代表 高山恵子

NPO法人エッジ 代表 藤堂栄子

NPO法人アスベ・エルデの会 代表 辻井正次

発達障害者に対する今後の制度・施策
についての要望書

本日、発達障害者支援法が成立致しましたことに、関係団体として深く感謝申し上げます。

これまで発達障害は、法律や制度の谷間におかれ、支援の対象とならない、あるいは特性にあった支援が受けられないまま、放置されてきました。この法律の施行は、発達障害に対する社会的な理解の向上や、発達障害を持つ本人および家族に対する支援体制の整備につながるものと、大いに期待しております。

この法案は、社会から孤立し悩んでいる当事者や家族をこれ以上追い詰めないために必要不可欠なものです。ま

ずは、「発達障害」という障害の社会的認知度を高める「啓発法」として、この法案は大きな役割を果たすでしょう。そして、この法案の理念を実現していくためには、「発達障害の特性を理解しようという姿勢を啓発すること」、「それぞれの障害特性にあったサービスを具体化していくこと」の2点が必要だと考えます。法案成立にあたり、障害当事者が自らの可能性を發揮していきけるよう、今後の具体的な施策について、発達障害関連の団体より次の要望をいたします。速やかな実現を、何卒よろしくお願い申し上げます。

■1. 関係部局の連携による、適切な支援体制の整備

発達障害者支援法には、医療・保健・福祉・教育・労働に関する部局が連携し、就学前から就労まで適切な支援をつなげていくことにより、発達障害者の社会的自立を促していくことが明記されています。国及び地方公共団体の責務となっている「適切な支援体制の整備」について、迅速に取り組みんでいただきたいと望みます。

■2. 発達障害の早期発見、及び、専門機関の確保

支援を必要としている児童を早期からサポートするためには、まず、乳幼児健診や保育の現場において発達障害の認知度を高めることが重要です。また、保護者と当事者の意思を尊重しつつ継続的な相談に応じ、適切な支援を行うために、専門機関の確保及び、発達障害者支援センターの迅速な整備をお願いいたします。

■3. 発達障害児に対する教育的支援の諸施策を推進

特別支援教育への転換を視野に、学校教育における個別の指導計画、個別の教育支援計画の定着、発達障害児に対する指導方法の体系化、地域支援教員が実質的な支援を学べる研修など、より具体的な施策推進が課題です。また、現在適切な教育支援を受けられていない、通常の学級に在籍する発達障害児を支援するためには、特別支援教室構想の実現、特別支援教育を担当する教員の質・量の拡充などに対して、学校予算を確保する必要があります。これらの施策を実施し実のあるものにしていくためにも、厚生労働省、文部科学省等の関係省庁が連携して取り組んでいただきますようお願いいたします。

■4・就労支援施策の拡充

ハローワーク、地域障害者職業センターなど関係機関における、発達障害者の就労支援体制の整備・拡充は急務です。そのためには、職場適応援助者（ジョブコーチ）事業、職業準備支援事業、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応訓練などを、さらに拡充していくことが必要です。障害者雇用支援センター、障害者職業能力開発校での職業訓練、ハローワークにおける職場適応訓練などは、知的に障害をともなわない発達障害者も利用できるよう、早急に対象の拡大について推進をお願いします。また、今後は、知的障害をともなわない発達障害者も、一定の認定があれば障害者雇用率制度の対象、各種助成金の対象になるよう、早急に検討をお願いします。

■5・発達障害支援センターを早期に、

全都道府県に設置

今後、発達障害者支援法が十分機能していくために、重要な役割を果たすのが発達障害者支援センターです。しかし、現在、年間2500万円の低予算で、未だ全県には設置されていません。また、東京や大阪のような大都市でも一箇所しか設置されておらず、十分な役割を果たすことができていませ

ん。発達障害支援センターの設置は、急務と考えます。

■6・民間団体との積極的な支援と

連携

制度の谷間にある障害当事者とその家族を支えてきた民間団体の実績を正しく評価し、当事者団体の行う活動への支援を行うとともに、啓発・研修プログラム等における民間団体の活用等の形での実策の実施において、積極的な連携を検討していただきたい。また、民間団体のニーズを理解し、生活する地域で多様なサービスが提供されるよう、発達障害児者の支援に携わる障害児者福祉施設等も含めた民間機関へのさまざまな支援をお願いします。

■7・専門家の育成と専門的な医療機

関の確保

適切な支援を行う保健師、保育士、教員などの専門家を育成するためには、一刻も早く、国で発達障害についての研修の中核的なシステムを作り、専門家の育成を全国各地で可能にすることが必要です。また、現在発達障害を診断できる医師が圧倒的に不足しています。この状態を改善するためにも、医学部における児童青年精神科の独立講座の設置、小児・精神科医療に対す

る保険点数の見直しなど、具体的な施策の検討・推進をお願いいたします。

■8・発達障害の実態把握と調査研究

の促進

発達障害は脳機能の障害であることが医学的には認知されていますが、その原因やメカニズムについては、まだ解明に至っていません。発達障害の定義を明確にするためにも、発達障害の原因の究明、診断及び治療、支援方法に関する調査・研究は必須です。これに携わる関連機関への情報提供、援助などを、速やかに行っていただきたい。また、それぞれの施策を講じるにあたり、現状の実態把握が不可欠です。民間団体などとも協力し、より信憑性の高い実態の把握に努めていただきたい。

■9・理解啓発の促進

発達障害者が自立して地域で生活していくためには、この障害の認知度を高め、彼らに関わるすべての人たちが障害特性を理解したうえで、支援を行っていくことが重要です。また、特に、医療・保健・福祉・教育などの現場においては、より専門的知識をもつ人材の確保が必要です。家族・地域・専門家が一丸となって、彼らの自立を

見守り支援していけるような、社会の実現を強く望みます。



事

務所移転のお知らせ

日本自閉症協会 本部事務局
が下記に移転しましたので、お知らせ
いたします。

〒104-0044 東京都中央区
明石町6-22 ダヴィンチ築地2 6F
電話 03-3545-3380

FAX 03-3545-3381

相談専用 03-3545-3382

地 図 <http://www.autism.or.jp/autism/1-index.htm>

☆意見書を提出いたしました

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」に対する意見書を本日提出致しましたのでご報告いたします。意見書は、下記アドレスからご覧頂くことが出来ます。（HPの各種資料に入れてあります。）
<http://www.autism.or.jp/monbukagakaku/20041224iken.pdf>

☆平成17年度発達障害関係予算（案）の概要

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行なうため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別支援計画の作成等、支援の体制整備等を実施

する。

金額は、「平成16年度予算」↓「平成17年度予算（案）」

【文部科学省】

特別支援教育体制推進事業

一億五千万円↓二億円

【厚生労働省】

発達障害者支援体制整備事業の創設

（新規）二億五千万円

自閉症・発達障害センターの拡充

二億五千万円↓四億四千万円

（20か所↓36か所）

発達障害普及啓発費（新規）

五百万円

発達障害関係職員研修会開催経費（新規）

四百万円

（国立秩父学園）

自閉症・発達障害センター職員研修の実施等

（国立秩父学園）

七百万円↓六百万円

<http://www.autism.or.jp/report/20041222hattatusiennyosan.htm>

☆支援センターの設置と「カリタスの家」における事件報道について

「カリタスの家」の虐待事件報道について、当協会の掲示板でも多くのやりとりが行われています。事件については、全てのこと明らかとなっていないことから当協会として断定的なことを申し上げることはできませんが、事の重大さもありますので、当面の見解を申し上げます。問題を明らかにするとともに、同様な問題が発生しないよう、各施設が適切な管理の基に運営されることを強く願います。協会としての当面の見解は次のURLからご覧いただけます。

<http://www.autism.or.jp/report/20041209.htm>

☆障害者の防災・避難訓練支援及び自閉症シンポジウム

◎1月7日現在まだまだ参加者が少ないので奈良県支部からも多くの参加を願いました。大阪支部の大橋さんから連絡がありました。

主 催：社団法人 日本自閉症協会

社団法人 日本自閉症協会 兵庫県支部

協 賛：社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

開催日時 2005年1月22日（土）

9：00～18：00

会 場 兵庫県・淡路夢舞台国際会議場

（兵庫県津名郡東浦町夢舞台一

番地 TEL.0799-741020）

10年前に大地震により多くの被害を被った神戸市において、2005年1

月18日（火）～22日（土）まで、国連主催の「国連世界防災会議」が開催されます。この国連会議には、障害者の防災・避難訓練支援を対象としたフォーラムも作られ、自閉症や認知障害のある人たちに対して、情報コミュニケーションシミュレーションによる防災・避難の方法を研究している専門家、本人が米国から招かれています。

この専門家の方々は、自閉症、アスペルガー症候群の専門家であり、本人、家族、専門家による自閉症の人たちの社会参加を進めている「Human Centered Approach」の提唱者でもあります。

日本自閉症協会では、これらの方々においでいただき、自閉症、認知障害の人たちに対する防災支援をどう行ったらよいかをお話いただくとともに、Human Centered Approach の観点から、自閉症支援をどう行ったらよいかというシンポジウムを企画・開催するものです。

講師及びパネルディスカッション

参加者

●メイヤー・マックス（米国、自閉症者の親、教育アドバイザー）●ジョン・バーク（米国、ケンタッキー自閉症センター所長、ルイビル大学准教授）●ブレンダ・マイルズ（米国、カンザス

大学教育学部準教授、アスペルガー教育の第一人者) ●ステイブ・シヨア(米国・本人、ボストン大学博士課程、「壁のむこうへ(学研)」の著者) ●ジャレッド・マックス(米国、本人、メイヤーさんの長男) ●松友了(全日本手をつなぐ育成会 常務理事) ●内山登紀夫(大妻女子大学) ●須田初枝(社団法人日本自閉症協会 副会長)

参加費 一般 5,000円
 会員 4,000円 参加者全員にDVDプレゼント

*参加者の方にはアメリカのケンタッキー自閉症センターで行った5名の本人の座談会

「私たちは、社会に、何が貢献できるか」(日本語訳) DVDをプレゼントいたします。

定員 600名

お申込み締め切り日:定員になり次第締め切ります。

お申し込み先

①お名前(ふりがな)
 ②会員・非会員の別
 ③住所
 ④電話番号
 ⑤所属をご明記の上、郵送、ファックス、Eメールで下記までお送りください。申し込み者に対して、旅行会社よ

り、宿泊や弁当の申し込み方や支払い方法等の詳しい案内をお送りします。

〒670-0962 兵庫県姫路市南駅前100

TEL:0792-89-2120
 FAX:0792-81-5545
 Eメール: himeji_pn1131@knsjtb.co.jp

JTB姫路支店 「自閉症シンポジウム」係 担当:横山・中野・吉澤

当日プログラム 2005年1月22日(土)

○全体の司会進行 河村宏(国立身体障害者リハビリテーションセンター 障害福祉研究部長)

○通訳 同時通訳・重松加代子他2名

時間プログラム内容
 9:00~10:00 受付
 開会式:主催者挨拶 須田 初枝(社団法人日本自閉症協会副会長)
 10:10~12:00 認知・知的障害者に対する防災活動への参加支援(日本の場合) 認知・知的障害者に対する防災活動への参加支援(米国の場合) ケンタッキー自閉症センター(KATC)の取り組み日本の障害者災害支援の現状について決議採択 河村宏(国立身体障害者リハビリテーションセンター 障害福祉研究部長) メイ

ヤー・マックス・ジョン・バーク(KATC所長) 松友了(全日本手をつなぐ育成会常務理事)

12:10~13:20 昼食

切り画家・上田豊治のプレゼンテーション

13:30 午後のプログラムのテーマ「アメリカにおけるHuman Centered Approach」本人、家族、専門家の協働による社会参加の実現」

13:30 アスペルガー本人の方からのメッセージステイブ・シヨア(ボストン大学博士課程「壁のむこうへ」の著者)

13:50 アスペルガー症候群の人たちへの教育支援の実際 ブレンダ・マイルズ(カンザス大学準教授)

14:30 KATCにおける自閉症の人たちの社会参加の支援ジョン・バーク(KATC所長)

15:10 15:30 休憩 切り画のプレゼンテーション、展示、即売

15:30 17:00 パネルディスカッション Human Centered Approach

司会:河村 宏 パネラーステイブ・シヨア・メイヤー・マックス・ジョン・バーク・ブレンダ・マイルズ・ジャレッド・マックス・内山登紀夫、須田初枝

17:00~17:45

閉会式・主催者挨拶 解散 兵庫県支部長

※プログラムは予定です。当日変更になる可能性があります。

◆内容に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

ひょうご自閉症・発達障害支援センター「クローバー」

〒671-0112 兵庫県高砂市北浜町北脇519

TEL: 0792-54-3601
 FAX: 0792-54-3403
 E-mail: auc.clover@nifty.com



発達障害者：支援法成立 課題と今後を展望

発達障害者支援法が昨年12月の臨時国会で成立した。自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害は全人口の2%とも6%とも言われているが、知的な遅れを伴わない限り法的には福祉サービスの対象外だった。政府は同法成立を受け、来年度予算案に、早期支援の態勢作りなどに約10億円を計上。福祉予算が軒並み削減される中で、異例の重点配分と言え

る。自閉症児と家族をテーマにしたテレビドラマ「光とともに……」が話題になるなど世間の関心も高まってきた。発達障害をめぐる課題と今後を展望する。【神戸金史】

■本人も自覚困難

「完治するというものではないが、発達障害は幼いうちからの療育で社会適応などの面で軽症化できる。障害のある本人が将来生活しやすいようにしてあげることが必要ではないか」。長年、発達障害児の診断や療育にかかわってきた東京都立梅ヶ丘病院の市川宏伸院長は説明する。

実は、発達障害者支援法が成立する前、「早期発見」を行政の責務とする

同法に対して一部の障害者団体から異論が噴出した。「早期発見は障害者のレッテル張りにつながり、普通学級から排除されるなど、差別と隔離を促す恐れがある」

しかし、本人や家族にすら「障害」があることに気づきにくいのが、発達障害の大きな特徴だ。

発達障害は先天性の脳の機能障害といわれる。自閉症児は親と目を合わせたがらないなど、身近な人ともうまくコミュニケーションできず、興味や関心が非常に偏っているなどの特徴がある。算数や漢字など特定の分野だけできないLDや、相手の反応を確かめずに行動してトラブルを生じやすいADHDなど、いずれも外見からは障害の存在が分かりにくく、本人も「なぜ意思疎通が出来ないのか」と悩み、孤立している人が多い。

「障害が分からなければ療育にもつながらない。早期診断によって適切な療育を受ける機会を保障すべきだ」と日本自閉症協会は、関係者を説得してきた。

発達障害者は国内に数百万人はいると計算だが、福祉サービスは身体、知的、精神の3障害が対象で、知的な遅れを伴わない高機能自閉症やアスペルガー症候群などは蚊帳の外に置かれて

きた。同協会の石井哲夫会長は「専門の児童精神科医は、多く見ても全国で200人程度」と話す。初診待ちに2年以上かかることもある。

■誤解に傷つく親

同法のもう一つの大きな特徴は、家族支援を明記したことだ。

法案作成で、議員連盟事務局長として中心的役割を担った福島豊衆院議員は、自らも発達障害を持つ子供の父親だ。「支援体制があまりになく、どう育てたらいいのか手探りで考えるしかなかった」と振り返る。

コミュニケーションに独特なハンディのある発達障害者は性犯罪や詐欺などの被害者となることが多いが、03年に長崎市で起きた幼児誘拐殺人事件では、加害少年（当時12歳）がアスペルガー症候群と診断された。長崎家裁は処分決定の理由の中で、親の厳しい養育態度が「少年のコミュニケーションのつたなさ、共感性の乏しさに拍車をかけた」と指摘した。鴻池祥肇・構造改革特区・防災担当相（当時）は「親なんか市中引き回しの上、打ち首にすればいい」と発言して物議をかもした。

社会性の欠如、共感や創造性の乏しさは発達障害の代表的な特徴だが、世間からは「親のしつけが悪い」「愛情

が足りない」と誤解されることが多い。児童虐待や親子心中の被害者の中に相当数の発達障害児がいると、以前から専門家の間では指摘されてきた。わが子の障害に気付かず混乱したまま、世間の誤解や偏見に傷つけられ、追いつめられている親は多い。

厚生労働省は親に対する相談支援を進めるため、現在20カ所ある「自閉症・発達障害支援センター」を来年度は16カ所増やし、いずれは全都道府県と政令市に設置する方針だ。

■専門職も理解不十分

東北地方の小学生（10歳）は、父親のしつけに反発して家出した。児童相談所は「親の虐待が原因」と判断し、保護した小学生を両親から引き離れたまま1年以上がたつ。少年はADHDで、父親との意思の疎通がうまくできなかつたことが原因と両親は主張する。父親（40）は「兄相職員にはADHDに関する専門知識がなかった。一方的に虐待と決め付けられ、このままでは療育もできないまま少年期が過ぎてしまう」と懸念する。

福祉や教育関係者の間でも発達障害は十分に理解されていない。厚労省は、全都道府県と政令市で関係部局の協力体制を整備する検討委員会を作るため来年度予算に2億5000万円を計上

した。大塚晃・障害福祉専門官は「乳幼児期から成人期まで一貫した支援体制を作っていく中で行政内部で啓発を進め、10年後までには社会に正しい理解を広めたい」と話す。

(1月9日毎日新聞朝刊記事)

害者計画案に県民の意見公募

障

障 害者計画案に県民の意見公募
県が一月5日から県は一九日までに、平成一七年度からの新しい県障害者長期計画の計画案を発表した。障害があっても地域の中で自分らしく暮らしていける社会を目指して「ともに生きる」をテーマに同計画を策定する。同時に広く県民からの意見を公募し、策定の参考にす。計画案は、障害者施設入所者の地域移行を進めるため、自立に向けた訓練や地域生活を体験できる場の提供など、地域生活を円滑に進めるための条件整備に取り組み。また、グループホームや公営住宅をはじめ暮らしの拠点の整備を進める。さらに、雇用の促進に向けた取り組みとして、県における物品の購入や役務の調達の際は、障害者雇用の企業や、授産施設・作業所などの積極的活用を進めるなどとしている。計画案は、県のホームページ「障害者福祉のご案内」、市町村窓口、県政情報コーナーで閲覧できる。意見の募集は、一月五日から二十八日まで。応募は、氏名、郵便番

号、住所、電話、ファックス、メールアドレスなどを明記して(公表はしない)〒630-8501県福祉部障

害福祉課地域支援推進係、ファクス

0742(22)1814、電子メー

ル shohuku@alpha.ocn.ne.jp

ス。へ

シャルオリンピック試走会に行つて…

療育部 湯浅です。映画会お疲れ様

でした。ありがとうございます。

映画「自転車で行こう」では、登場

するすべての人々のキャラがユニーク

で温かく、皆それぞれに「自分の生き

方」に前向きでしたね。ようしー波風

を恐れず、ウチの裕貴も、社会にどん

どん出していくゾ！と勢いづいて、こ

の日曜日11月28日朝からのスペオリ試

走会に、お天気もいいし、気持ちよく

ジョギングしておいでー、と主人と中

学一年の裕貴を送り出しました。とこ

ろが…。

まず、奈良に引越して7年になる

というのに、奈良公園へゆっくり行っ

たことのない我が家。周辺道路の勝手

も、パーキングもあたふた。事務局か

ら送っていた、簡単な地図では

集合場所もピンと来ずに、「試走会」
受付の文字で主人が飛びついたのは、
12月3日トーチラン当日に並行して行

われる「シティマラソン」の5kmコー

スの試走会受付！訳もわからずうち、

もちろん併走してくださるボラさん

なく、なんと5kmマラソンに飛び入

り参加してしまいました！

「なんかヘン！やばい！」と主人も

思ったのですが、コース半ばでコース

アウトした裕貴は、そのまま一般観光

客の中に…迷子です！

既に5km走り終えた参加者の人た

ちを大勢巻き込んで、裕貴の捜索が始

まってしまいました。駅前方面へバイ

クで行つてくださる方や、公園内を

ジョグで探してください方…。

スタートから一時間くらいした時、

ふらりと一人で召集場所に戻った裕貴

の知らせを、私は奈良駅に向かう電車

の中で受けました。

神様、一緒に探してください方々、

心より感謝します。

スペオリに参加される方々、当日も

シティマラソンがありますので、集合

場所にお気をつけください。(うちさ

え気をつけたら大丈夫か?!)

それにしても、秋晴れの奈良公園を

だれにも邪魔されたり、文句をいわれ

ることなく、どこをどう歩いたのか…
幸せだったろうなあ。本人は何にも語
らず、黙って奈良市の詳細地図を笑み
を浮かべて見入っていました…。

編集後記

年末に、奈良市の少女誘拐殺人事件は一応の決着がつかれました。しかし、類似犯はどこかに潜んでいます。障害児者にとっても危ない存在です。私たちの手で何とか守っていきたい願いは同じです。安心して歩ける街を作っていくことが急務です。

日本自閉症協会奈良県支部 自閉症理解講座のご案内

発達障害支援法が成立し、『発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助』が必要であると国が決めました。自閉症をとりまく状況は急激に変わろうとしています。自閉症の特性とは？教育現場での適切な援助とは？香川大教育学部附属養護学校の坂井聡教諭をお招きし、具体的な事例を交えお話していただきます。

テーマ：自閉症のある人へのコミュニケーション支援
**講師：香川大教育学部附属養護学校教諭、言語聴覚士、
坂井 聡氏**

1. 目的：自閉症児・者に関わる人々が、自閉症の特性と適切なコミュニケーション方法を共通理解することを目的とする。
2. 日時：平成17年2月5日(土) 12:30 受付 13:00～16:00
3. 場所：やまと郡山城ホール レセプションホール
奈良県大和郡山市北郡山町211番地の3 電話 0743-54-8000
4. 対象者：教育関係者・障害福祉関係者・保護者・自閉症を理解したい方すべて
5. 参加費：無料
6. 定員：先着150名（事前申込不要）
7. 主催：社団法人日本自閉症協会奈良県支部
後援：奈良県教育委員会
8. 問合せ先：高橋由美 TEL/FAX 0742-35-4519 e-mail yumi@kcn.ne.jp

当日は、会場前のスペースで福祉機器のデモンストレーションも予定しております。**(株)アクセスインターナショナル**、**五大エンボディ(株)**(五十音順)の両社に、講演の前後と休憩の時間を利用して、最新の福祉機器の説明をしていただきます。時間に余裕を持ってお越しください。

*当日の託児はございませんのでご了承ください。